

9月21日(木)開催

商標担当者が押さえておくべき必須知識をASEAN商標のプロが集中解説！

最新動向を踏まえた ASEAN商標実務のポイント

ここ数年「チャイナ・プラス・ワン」の動きを受け生産拠点として注目を集めてきたASEAN。さらに2015年のASEAN共同体発足により、日本企業にとって投資先としてのASEAN諸国の存在感は高まる一方です。

現地ビジネスを行うにあたり知的財産権の保護が必須となることは言うまでもありませんが、ASEAN各国の知的財産制度の違い、さらに国ごとの取り組みレベルの差などにより、実務対応が後手後手に回ってしまうケースも少なくありません。また、既に権利取得はしているものの、「最新の法改正状況や対応の要否が分からない」など、情報不足に悩む声も多く聞かれます。

そこで今回は、ASEAN諸国の知財関係者と幅広いネットワークを有し、タイ・インドネシアなどの現地事情を熟知されている弁理士の豊崎玲子先生を迎え、「商標」に的を絞ってASEAN主要国の最新動向を紹介すると同時に、実務上の注意点を整理します。

ビジネスの拡大に伴い新たにASEANでの商標権取得を検討されている方、権利維持段階での注意点を確認したい方、いずれの方にとってもお役に立つ内容となっております。

この機会に是非奮ってご参加ください！

講師



弁理士 豊崎 玲子 (とよさき れいこ)
豊崎国際特許商標事務所 代表

都内特許事務所などでの勤務を経て1999年に弁理士登録。
2003年10月～2005年3月にはJETRO事業のためタイ王国バンコクに駐在し、帰国後の2005年4月、都内にて豊崎国際特許商標事務所を開設。
「第四版 特許・意匠・商標の基礎知識（法律知識ライブラリー5）」（青林書院発行 共著 2003年）、「タイにおける商標登録およびライセンス登録の必要性と法改正の動き」（パテント2010 Vol63 No.12）など、書籍・論文の執筆を精力的に行うほか、ASEANの知的財産制度に関する講演活動も多数。
現在は発明推進協会等にてASEAN他研修生向けの研修講師を担当するなど、さらに活動の幅を広げている。

IR 日本アイアール (企画・運営)

〒160-0008 東京都新宿区三栄町25-7 太田ビル3F

電話：03-3357-3467 E-mail: ir@nihon-ir.co.jp

「最新動向を踏まえたASEAN商標実務のポイント」

講座内容（予定）

1. ASEAN諸国の知財の動き
2. 各国の商標制度と実務上のポイント
 - (1) インドネシア改正商標法の概要
 - (2) タイ改正商標法の概要
 - (3) その他の国々（ミャンマー、マレーシア、ベトナム等）の商標法概要
3. ASEAN諸国とのビジネスにおける商標その他の留意点

- ◆開催日時：2017年9月21日（木） 14:00~16:30
 ◆会場：機械振興会館 地下3階 B3-2号室 ◆定員：36名
 ◆受講料：9,000円/1名（税別） [税込：9,720円/1名]

★交通アクセス：

東京メトロ

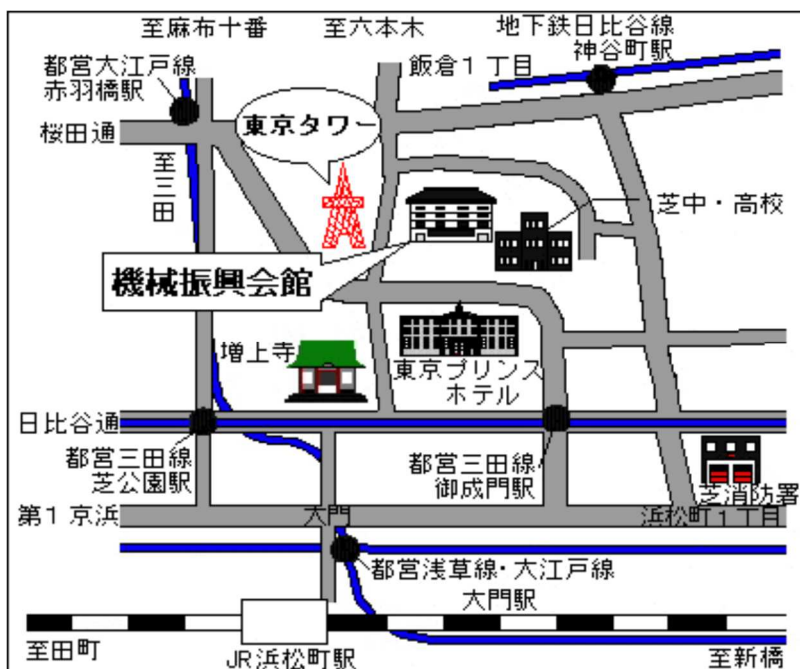
- ・日比谷線：神谷町駅下車 徒歩8分

都営地下鉄

- ・三田線：御成門駅下車 徒歩8分
- ・大江戸線：赤羽橋駅下車 徒歩10分
- ・浅草線/大江戸線：大門駅下車 徒歩10分

JR

- ・山手線/京浜東北線：
浜松町駅下車 徒歩15分



■申込書 (最新動向を踏まえたASEAN商標実務のポイント)

FAX番号：03-3357-8277

以下の事項をご記入の上、日本アイアール宛にFAXで送付してください。

(日本アイアールセミナー事務局)

会社名		部署名	
住所	〒		
お名前		E-Mail	
電話番号		FAX	